

事 務 連 絡  
平成27年11月30日

海外留学支援制度(協定派遣・協定受入) ご担当者 様

独立行政法人日本学生支援機構  
留学生事業部海外留学支援課

### 奨学金支給事務の適正な実施について (平成27年11月)

海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)については、事務手続きの手引き等により、奨学金支給事務の適正な実施について周知を図っているところですが、下記の事項については、特にご留意の上、支給事務を行うようあらためてお願いいたします。

適正な支給事務が行なわれていない場合や奨学金の返納が遅れた場合には、次年度以降の審査・採択に影響を及ぼす場合がありますので、くれぐれもご注意ください。

#### 記

##### 1. プログラム変更について

奨学金支給対象者数の減少や奨学金支給対象者の留学期間の短縮等により、配分額に余剰が生じる場合には、「採択プログラム変更申請書(様式F)」を提出の上、余剰金額を機構に速やかに報告してください。

既に奨学金支給対象者全員の登録を終了している等で奨学金支給割当人数、奨学金支給割当人数、配分額が減ることが確定した場合にも、必ず「採択プログラム変更申請書(様式F)」を提出してください。

なお、既に終了したプログラムで、「奨学金支給報告書(平成27年度採択プログラムについては『様式J』、平成26年度採択プログラムについては『様式J-2』)」を提出済の場合にも、「採択プログラム変更申請書(様式F)」の提出により当該変更にかかる機構の承認が必要になりますので、ご注意ください。

##### 2. プログラム採択辞退について

採択プログラムを辞退する場合には、「採択辞退届(様式E)」を提出してください。当該プログラムの支給申請を行っている場合には、「採択辞退届(様式E)」とともに「返納報告書(様式D)」及び「登録データ」を提出の上、奨学金を機構に速やかに返納してください。

##### 3. 奨学金支給対象者の採用辞退及び登録変更について

奨学金支給対象者の採用辞退や奨学金支給期間の変更が生じる場合、また一時不在(一時帰国)や在籍未確認が認められる場合には、速やかに「登録データ」を提出し登録変更の手続きを行ってください。なお、登録変更に伴って受領済奨学金の返納が必要となる場合には、「返納報告書(様式D)」を提出の上、奨学金を機構に速やかに返納してください。

#### 4. 奨学金の返納手続きについて

年度末に係る返納手続きについては、平成28年3月分までの奨学金を平成28年4月4日(月)までに機構へ返納する必要があります。返納報告書(様式D)及び「登録データ」の提出を速やかに行ってください。返納期限経過後に返納手続きが発生した場合は、次年度以降の審査・採択に影響を及ぼす場合があります。

#### 5. 奨学金の支給について

(1) 奨学金の支給は、以下3点を支給対象月ごとに確認した上で、1月分ずつ支給してください。

- ① 在籍大学等に在籍していること
- ② 採択プログラムに参加していること
- ③ 奨学金支給期間のうち、各支給対象月に含まれる全日数におよんで留学先国・地域(協定派遣)又は日本(協定受入)を離れている状態ではないこと

派遣学生の在籍確認は、支給対象者本人だけでなく派遣先大学等の担当者とも文書(メール本文含む。)で連絡を取ってください。また、確認文書は「在籍確認及び受領確認簿」(様式C)とともに保管してください。

(2) 奨学金の支給時には、「在籍確認及び受領確認簿」(様式C)に本人から受領の確認を得て、大学等にて保管(留学期間の終了月の属する年度の年度末から5年間)してください。「在籍確認及び受領確認簿」及び関係書類は、必要に応じて機構に提出していただくことがあります。

- ① 銀行等、金融機関からの送金により奨学金を支給した場合は、金融機関が発行する振込明細書類等の送金を証明できる書類(送金日、金額、振込先口座及び口座名義(受取人名)が明記されている書類に限る)も同様に保管してください。
- ② 派遣学生への現金支給の場合は、各支給対象者から受領書を受領し、保管してください。
- ③ 銀行等、金融機関からの送金による支給を行い、振込手数料を大学等が負担できない場合は、振込手数料を差引いた上で送金する旨の合意文書を、事前に大学等と学生との間で交わし、合意文書を大学等が保管してください。

(3) 在籍を確認できない場合には、「返納報告書(様式D)」及び「登録データ」を提出の上、奨学金を機構に速やかに返納してください。

(4) 在籍確認前の支給、複数月分のまとめ払い、分割払い、プログラム実施終了後の後払い及び授業料等の参加費を差引いた金額での支給は一切認められません。在籍確認及び支給対象者への奨学金支給手続きは適切に行ってください。

以上

本件に関する照会先： 独立行政法人日本学生支援機構 留学生事業部 海外留学支援課 協定派遣・協定受入担当 〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1 TEL 03-5520-6014 FAX 03-5520-6015 E-mail haken-t@jasso.go.jp (協定派遣) ukeire-t@jasso.go.jp (協定受入)
---